



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年4月8日火曜日 第2560号

◇ 目 次 ◇

障害者就業・生活支援センターの指定.....	(労政雇用課雇用対策室) ...	293
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	293
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(") ...	294
地籍調査の成果の認証.....	(農政課) ...	294
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	294

監査公表

監査結果に基づく措置の公表 (2 件)	(監査事務局) ...	295
-----------------------------	---------------	-----

告 示

○愛媛県告示第434号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。

平成26年4月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 名称 社会福祉法人弘正会
- 2 住所 八幡浜市五反田1番耕地76番地3
- 3 事務所の所在地 西予市宇和町卯の町5丁目234番地
- 4 指定をした日 平成26年4月1日

○愛媛県告示第435号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年4月8日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) エディオン松山本店
松山市宮西1丁目3-44
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エディオン
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
代表取締役 久保 允誉
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エディオン
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
代表取締役 久保 允誉

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年12月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,314.04平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
118台
イ 駐輪場の収容台数
300台
ウ 荷さばき施設の面積
63.0平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
31.17立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成26年3月31日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第436号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 4月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フジグラン重信・ダイキEX重信	東温市野田三丁目1番13号 外	駐車場の位置及び収容台数	12箇所	13箇所	平成26年 9月5日	平成26年 3月28日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場6～9、11～12 午前8時から午後10時まで	駐車場6～9、11～13 午前8時から午後10時まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	24箇所	25箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第437号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年 4月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
大洲市	新谷の一部	平成23年度から 平成24年度まで	大洲市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成26年 4月 8日

○愛媛県告示第438号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 4月 8日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第56号 平成26年 3月27日	伊予郡松前町大字西古泉字金子90番5及び90番9	新居浜市庄内町五丁目13番7号 河 野 忠 文

監 査 公 表

○公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年 4 月 8 日

愛媛県監査委員 岸 新
同 佐 伯 満 孝
同 戒 能 潤之介
同 徳 永 繁 樹

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日								
企 業 立 地 課	平成25年 8 月 8 日								
<p>（監査の結果）</p> <p>収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調定年度</th> <th>債務者数</th> <th>収入未済額（円）</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19年度</td> <td>1 者</td> <td>34,796,000</td> <td>平成24年度決算による</td> </tr> </tbody> </table>		調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考	19年度	1 者	34,796,000	平成24年度決算による
調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考						
19年度	1 者	34,796,000	平成24年度決算による						
<p>（措置の内容）</p> <p>債務者の A 社は、豚肉の差額関税脱税事件を起こし、国税当局の差押えを受け、休眠状態となったため未収となっているものであるが、平成24年度中には返納がなされなかった。</p> <p>今後も社長への定期的な訪問や税関との協議を続けるなど、鋭意、返還金の回収に努めてまいりたい。</p>									

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	平成25年 7 月 9 日
<p>（監査の結果）</p> <p>職員（1名）の住居手当について、支給要件の喪失に伴う手を怠っていたため、計230,500円（平成19年11月から平成25年4月までの66か月分）が過支給となっていた。</p>	
<p>（措置の内容）</p> <p>住宅手当の要件を満たさないことを確認したため、平成19年11月に遡り住居手当認定取消手続を行った。</p> <p>過支給となった230,500円のうち、21,000円（平成19年11月から平成20年4月まで）は時効が成立、206,500円は本人から返還、3,000円は電算処理により戻入を行っている。</p> <p>今後は、手当の認定について、要件等を十分に留意のうえ、遺漏のないよう事務処理に努めたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成25年 7 月24日
<p>（監査の結果）</p> <p>県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。</p>	

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	503,057,425	1,666,876,119	2,169,933,544	金額は各年度の決算による
23年度	596,112,249	1,609,485,680	2,205,597,929	
差引増減	93,054,824	57,390,439	35,664,385	

（措置の内容）

愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定し、計画的な滞納整理を進めている。

滞納に対しては、早期の財産調査と速やかな滞納処分を行うこととし、色付き封筒（黄・赤）による一斉文書催告、預貯金・生命保険等の債権差押のほか、タイヤロックを活用した自動車差押、搜索、インターネット販売による換価処分など厳正な滞納処分を実施している。生活困窮者や差押さえるべき財産がない者については、早期に執行停止を見極めることとしている。

また、滞納額・件数が多い自動車税については、自動車税納期内納付キャンペーン（街頭啓発等）の実施や、納税者の利便を図るためのコンビニ収納の導入により納期内自主納税を推進するとともに、自動車税グループを設置して自動車税の滞納案件を集約し、滞納整理の効率化を図っている。

さらに、平成24年度からは、愛媛県特別滞納整理班を設置して、各地方局・支局がそれぞれ担当していた滞納案件のうち、容易に財産を発見できない徴収困難案件と煩雑な事務を伴う公売案件を集約し、効果的かつ効率的な滞納整理に取り組んでいる。

今後も、税負担の公平性と県税収入の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日								
南 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成25年 7 月16日、 平成25年 7 月26日								
<p>（監査の結果）</p> <p>1 職員（1名）の通勤手当について、交通用具使用距離に係る認定の誤りにより、計120,000円（平成21年4月から平成25年3月までの48か月分）が過支給となっていた。</p> <p>2 賠償金（公用車事故に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調定年度</th> <th>債務者数</th> <th>収入未済額（円）</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度</td> <td>1 者</td> <td>191,775</td> <td>平成24年度決算による</td> </tr> </tbody> </table>		調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考	22年度	1 者	191,775	平成24年度決算による
調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考						
22年度	1 者	191,775	平成24年度決算による						

（措置の内容）

1 直ちに、返納処理を行い、収納した。

通勤届のエクセル様式では、自宅から駅、駅から庁舎の距離が合計2km以上であれば交通用具分の手当が加算されるため、余白に、それぞれ1.0km以上必要である旨記載し、申請者、庶務担当者が確認できるようにした。

2 愛媛県債権管理マニュアルに基づき、平成23年4月6日から毎週催告（電話・訪問・文書）を行った結果、計48回の分割納付を認め、平成24年3月27日に第1回目の分割金5,000円が納付された。

その後、平成24年12月末までの納付（10回目）を確認しているが、平成25年1月以降の納入がないので、毎月納入通知書を送付するとともに、電話・訪問により催告している。

監査対象機関	監査年月日
中央児童相談所	平成25年4月19日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	5,989,500	26,643,120	32,632,620	金額は各年度の決算による
23年度	5,684,960	29,482,483	35,167,443	
差引増減	304,540	2,839,363	2,534,823	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、所内に滞納整理班を設け、四半期ごとに徴収会議を開催するほか、個別滞納整理表の作成により未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、臨戸訪問等による重点的な滞納整理に努めた。

今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区分	収入未済額(円)		
	平成24年12月31日現在	平成25年度への繰越額(平成24年度末現在)	平成25年12月31日現在
平成24年度分	4,994,290	5,989,500	5,910,900
滞納繰越分	34,878,353	26,643,120	20,920,510
計 ①	39,872,643	32,632,620	26,831,410
平成25年度分②			4,435,420
合計(①+②)	39,872,643	32,632,620	31,266,830

監査対象機関	監査年月日
東予児童相談所	平成25年5月21日

(監査の結果)

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	2,478,190	7,717,038	10,195,228	金額は各年度の決算による
23年度	2,415,880	6,172,768	8,588,648	
差引増減	62,310	1,544,270	1,606,580	

2 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両及び相手車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)

1 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状の送付をするとともに、徴収会議において未納者の状況を把握し、電話催告、戸別訪問を実施

し、収入未済額の縮減に努めている。

今後とも、負担金の適時・適切な収入に留意するとともに、滞納繰越分については、面接やケース訪問時を利用して保護者との連絡を密にし、期限内納入の啓発に努めるとともに、効果的な督促を行い収入の確保に努めたい。

区分	収入未済額(円)		
	平成24年12月31日現在	平成25年度への繰越額(平成24年度末現在)	平成25年12月31日現在
平成24年度分	2,141,000	2,478,190	2,213,980
滞納繰越分	7,911,158	7,717,038	7,277,600
計 ①	10,052,158	10,195,228	9,491,580
平成25年度分②			1,711,831
合計(①+②)	10,052,158	10,195,228	11,203,411

2 職員が公用車を運転する機会が多い職場であることから、平素より運転者には交通法規の遵守、体調管理に万全を期すよう指導しているところであるが、今後このような事故が発生しないよう、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
南予児童相談所	平成25年5月22日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	1,636,620	2,988,760	4,625,380	金額は各年度の決算による
23年度	888,910	2,785,470	3,674,380	
差引増減	747,710	203,290	951,000	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書を送付をするとともに、徴収会議を四半期ごとに開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問又は電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、平成25年度に繰り越した未収金4,625,380円のうち、平成25年12月末現在48,220円を収納した。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、収入の確保に努めたい。

区分	収入未済額(円)		
	平成24年12月31日現在	平成25年度への繰越額(平成24年度末現在)	平成25年12月31日現在
平成24年度分	1,166,060	1,636,620	1,623,120
滞納繰越分	3,262,540	2,988,760	2,662,460
計 ①	4,428,600	4,625,380	4,285,580
平成25年度分②			1,392,180

合計 (①+②)	4,428,600	4,625,380	5,677,760
----------	-----------	-----------	-----------

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	平成25年 5月15日

(監査の結果)
子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	1,035,047	3,117,379	4,152,426	金額は各年度の決算による
23年度	892,714	2,922,703	3,815,417	
差引増減	142,333	194,676	337,009	

(措置の内容)
子ども療育センター利用料金については、保護者等に対し、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。

また、滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告のほか、来所の機会(夜間・休日を含む。)や自宅訪問による直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど、収入の確保に一層努めたい。

区 分	収入未済額 (円)		
	平成18年度～平成23年度分	平成25年度への繰越額 (平成24年度末現在)	平成25年10月31日現在
滞 納 繰 越 分	3,117,379	2,874,545	
平成24年度分	1,035,047	916,287	
計 ①	4,152,426	3,790,832	
平成25年度分②			1,382,219
合計 (①+②)	4,152,426		5,173,051

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 業 大 学 校	平成25年 5月21日

(監査の結果)
収入未済の研修受講料(農家担い手支援塾)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
21年度	1者	20,000	平成24年度決算による

(措置の内容)
平成21年度の受講者1名について、未収金が生じ、これまで文書通知、

電話連絡、臨戸するなどして督促、催告を重ねているが、いまだ納入されていない。引き続き、粘り強く催告し、収入の確保に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 林 水 産 研 究 所	平成25年 4月 9日、 平成25年 4月19日、 平成25年 5月21日、 平成25年 5月22日

(監査の結果)
花き研究指導室の車両系建設機械(1台)について、労働安全衛生法第45条に基づく特定自主検査を平成23年4月から平成24年12月までの20か月の間、実施しないまま使用していた。

(措置の内容)
平成23年4月に実施すべき年1回の特定自主検査を失念して実施しなかったものであり、直ちに特定自主検査を実施した。

今後は、年1回の特定自主検査を失念しないように事務室に検査日を掲示して、確実に実施するよう改善した。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 特 別 支 援 学 校	平成25年 1月17日

(監査の結果)
生産品(サツマイモ)について、書面による意思決定の前に、販売委託先への引渡しその他の処分をしていた。

(措置の内容)
速やかに「生産報告並びに処分及び分類変更伺」を作成し、校長決裁を取った。

今後は、生産品を処分する場合、「生産報告並びに処分及び分類変更伺」がきちんと作成されているか管理職が確認することにより、適正な執行に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
新 居 浜 病 院	平成25年 6月 7日

(監査の結果)
職員(1名)の通勤手当について、認定の誤りにより、計200,947円(平成22年4月から平成25年4月までの37か月分)が過支給となっていた。

(措置の内容)
高速道路通行料金の算定について誤りがあったことから、高速道路利用で認定している職員全員の通勤手当額の計算誤りがないか確認を行ったうえ、該当職員に事情説明を行い、平成22年4月～平成25年4月分(37か月分)を戻入した。

今後は、高速道路通行料金の確認を徹底し、再発防止に努めたい。

○公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年 4月 8日

愛媛県監査委員 岸 新
 同 佐 伯 満 孝
 同 戒 能 潤之介
 同 徳 永 繁 樹

選定した特定の事件	公有財産（土地・建物を中心に）の有効活用について
監査の結果に関する報告提出年月日	平成25年 3 月19日
監 査 対 象 機 関	総務部 管理局 総務管理課

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
-----------	-----------

財産台帳と登記の照合、未登記物件の把握について
 財産台帳の内容と現物の内容とが相違しているものがある。このため、台帳の記載状況と実際の登記内容が異なっている可能性及び未登記物件が存在している可能性がある。

財産台帳システムの土地内訳データで登記年月日不明のものが480件あり、の中には愛媛県庁舎や今治庁舎など地籍の大きな物件も含まれている。記載が正しい可能性もあるが、登記漏れや登記に従い台帳記載事項を修正しなければならない事項の存在についても否定できない。プライオリティを決めて重要なものから順次調査し、登記誤り・登記漏れの有無を確認していくことが必要である。

未利用財産の一元管理の必要性について
 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第13条第2項によると、「普通財産の管理責任は総務部長であり、ただし、知事において総務部長が管理することを不適当と認める普通財産については、知事の指定する部局長が管理しなければならない」となっているが、現実には多くがこの「ただし書き」が適用されており、所管課の管理にとどめ置かれていて、規則の本来的趣旨とは異なった状況になっている。

各部局の担当課長で構成される県有財産管理班会議において、遊休県有財産の処分・管理が行われていることを考えると一括管理することはそれほど困難であるとは思えない。総務管理課が公有財産に関する事務の総括を担い、網羅的に処分可能資産を洗い出せる仕組みを構築して、全庁的観点に立った遊休県有財産の処分・管理計画を策定すべきである。

将来的には一度外部の専門家等も交えたプロジェクトチームを結成して全庁の各所管が所有する公有財産を調査して、未利用もしくは低利用の公有財産を洗い出してみたいかがであろうか。

現状のような財政の厳しい中では、多くの県有施設を効率的に管理・利活用することが求められることから、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、県有施設の利活用に関する基本的な考え方や具体的な取組方を定め、全庁的な共通認識の下で利用調整を行い、県有施設の有効な利活用を推進することが必要となっている中、総務部長のもとに一元管理すべきである。

全庁的な耐震対応の取り組みの必要性について
 庁舎及び公共上必要な建築物については、「愛媛県耐震改修促進計画」のなかで平成27年度末までには耐震化の目標を80%とすることが定められている。その、対策を行うに当たっては、耐震対策手法のほか、庁舎のあり方や、必要な庁舎機能や規模等も合わせて広い見地で検討することが必要である。ただし、県の現状は、各種施設の耐震化の管理はあくまでも各所管レベルで行われている。

消防庁国民保護・防災部防災課『防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書』の数値と比較すると、県の公共建築物に対する耐震措置は

財産の異動等の際に、財産台帳と登記の内容を確認しており、これまでのところ登記誤りや登記漏れによる問題事案等は生じていないが、今後は、登記年月日不明の物件について、必要に応じて登記内容を確認することとしたい。

事務取扱規則第13条第2項ただし書きによる「知事において総務部長が管理することを不適当と認める普通財産」とは、

- ・処分するため行政財産の用途を廃止した普通財産
- ・特別会計に属する普通財産
- ・権利による制限又は特殊義務が付着しているもの。
- ・隣接地との境界が明確でないもの。
- ・登記登録が完備していないもの。
- ・登記簿上の地目と現況の地目が一致していないもの。
- ・登記簿上の面積と実測面積とが一致していないもの。
- ・無断使用中のもの。

を指すが、上記に該当しない普通財産については、原則として総務部長に引継いでおり、また、上記に該当する普通財産についても、所管部局において、障害を除去した後、速やかに総務部長に引継いでいるところである。

なお、所管部局において管理している普通財産についても、現状等を総務部で把握しており、現行の取扱いで特に問題はないと考える。

平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めることとしている。

なお、「県有財産管理推進本部」には、各部局主幹級職員で構成するプロジェクトチームを設置しており、外部の専門家等を交えることについては、今後必要に応じて検討したい。

県有施設の耐震化については、現在、全国最低レベルの県立学校耐震化を最優先課題とし、平成29年度までの完了を目指して全力で取り組んでいるところであり、現下の非常に厳しい財政状況を勘案すると、多くの県有施設について、直ちに耐震改修等の取組みを進めていくことは困難である。

今後の県有施設全般の耐震化については、平成25年11月に策定した「県有財産管理の基本方針」を踏まえて、施設の防災上の重要度、老朽度、利用状況などを基に、緊急度や県立学校の耐震化の進捗状況、県の財政状況等を総合的に勘案しながら、着実に進めることとしている。

遅れていると言わざるをえない。

愛媛県防災対策基本条例の第21条では「事業者は、あらかじめ、その所有し、占有し、又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めるものとする。」と規定して事業者に耐震性等を求めている。しかしながら県自らがその取り組みが十分でないのはどうしたことであろうか。

東日本大震災以降防災の必要性が叫ばれ、「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定」の発表や、耐震改修を義務化する方向性にある中、全庁的な取り組みとして耐震化の優先順位をこれまで以上に高め、他の経費の削減や遊休資産の売却、借入などの資金調達の方法についても多様な選択肢の中から議論し、実施時期などに関しては全庁的な進行管理を行い、耐震改修の促進を進めていくことが必要である。

本庁舎及び地方庁舎における耐震対応の必要性について

県においては、第一別館については、県民環境部防災局が入っているなど災害時の防災拠点として重要な施設であるとして優先的に耐震改修の取り組みがなされているところではあるが、たとえば、第二別館については、震度6強で崩壊する危険性がある状況であり、各地方局において拠点的作用を果たすはずの地方庁舎については、耐震診断すらなされていない状況である。

このため、県民の生命、身体及び財産を災害から守るためにも、また県民生活や地域の社会経済活動への影響を最小化するためにも、本庁舎及び地方庁舎に関しては早急に耐震対応を実施することが必要である。

老朽危険空き家の撤去等について

本県は南海トラフの巨大地震の影響も想定されている状況であり、耐震対策等がなされていない物件が今後も放置されることは大いに問題であると言わざるを得ない。危機の発生防止対策のためにも県民の安心・安全の観点から早急に対策を検討する必要がある。

元大野原荘についてはアスベストの問題もあり、その観点からもそのまま放置することは好ましいことではない。

元防空監視哨所管換等について

現況を考慮すれば、もはや県警本部で管理する意味合いはないため、「普通財産は原則として、総務部長が管轄する」と定められている公有財産及び債権に関する取扱規則に抵触していると言わざるを得ない。このため特段の理由がない以上総務管理課への所管換を行うべきである。

他自治体との間で無償貸付を行っている物件について、一元的に整理し、交渉に臨んでいくことが望ましい。

遊休地・公共施設等の有効活用について

何より大事なことは県が積極的に未利用県有財産を有効利用しようとする意識である。「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と言うことを実践していく姿勢が必要である。

元農業試験場本館建物について

使用実態を観察する限りでは、未利用物件とするのが相当である。書類備品等の保管という目的であるならば、この地でこれを必ずしも行わなければならない理由は見当たらず、県の保有するその他の施設にも空きスペースが生じていることを考えれば、書類備品等の保管施設を他に移転しても差支はない。遊休県有地売却処分の基本方針に照らせば、元農業試験場本館建物の敷地部分については、将来においても公用・公共用地として利用する見込みがない土地として、売却処分を進めることが妥当である。

県有施設の耐震化については、現在、全国最低レベルの県立学校耐震化を最優先課題とし、平成29年度までの完了を目指して全力で取り組んでいるところであり、現下の非常に厳しい財政状況を勘案すると、多くの県有施設について、直ちに耐震改修等の取り組みを進めていくことは困難である。

今後の県有施設全般の耐震化については、平成25年11月に策定した「県有財産管理の基本方針」を踏まえて、施設の防災上の重要度、老朽度、利用状況などを基に、緊急度や県立学校の耐震化の進捗状況、県の財政状況等を総合的に勘案しながら、着実に進めることとしている。

老朽化した遊休建物については、防災上の観点からも、速やかに取壊すことが適当であることは認識しているが、本県の財政状況を考えた場合、当面の間、取壊しに係る予算を確保することは困難であるため、できる限り早期に売払い等処分ができるよう努力してまいりたい。

平成25年10月1日付けで、警察本部から総務部に引継（所管換え）済。

今後、他自治体との間で貸付（有償・無償）を行っている財産を整理したうえで、対応を検討することとした。

平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取り組みを進めることとしている。

元農業試験場本館敷地は、『愛媛県文化交流施設整備基本構想』の候補地に含まれていることから、当該地単独での処分・利活用は困難であり、構想の方向性が明らかになるまでの間は、現状のとおり暫定的な管理を行ってまいりたい。

監査の結果に関する報告提出年月日

平成25年 3月19日

監 査 対 象 機 関

総務部 管理局 人事課 職員厚生室

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

離職者の住居確保のための職員住宅の活用について

離職者の住居確保のための職員住宅への入居募集については、月額4,000円という破格の入居料にもかかわらず、ここ3年間の利用者がゼロである。

離職者の住居確保については、県のホームページだけでなく、ハローワークのホームページのQ & Aでも案内されており、そこからリンクが貼られ

現状、この制度の広報については、県のホームページの総務部管理局人事課職員厚生室のページ上で行っているだけであり、そのページにこの制度があることを知らなければこの利用は不可能であると思われる。現在ハローワークでも相談窓口や年 5 回の相談会において情報提供は行ってもらっているものの口頭によるだけである。そこで、離職者の住居確保のため及び職員住宅の有効活用の一つとして行っているのであれば、パンフレット等を作成するなどして、このような制度があることを必要としている人間に周知させる等の方法の検討をもっと考慮すべきであったと思われる。

単に制度を作るだけでなく、その制度を県民が必要に応じて利用できるようにといったところまで考えることが必要である。その意味で、ぜひとも県には血の通った行政を期待したい。

老朽危険空き家の撤去等について

本県は南海トラフの巨大地震の影響も想定されている状況であり、耐震対策等がなされていない物件が今後も放置されることは大いに問題であると言わざるを得ない。危機の発生防止対策のためにも県民の安心・安全の観点から早急に対策を検討する必要がある。

ている厚生労働省のホームページにおいては、全国の公営住宅の空戸数を閲覧できるほか、入居条件や問合せ先を確認できるようになっている。

このように、県のホームページ以外でも、離職者が本制度を知ることのできるため、あえて、県独自にパンフレットの作成等の新たな周知を行う必要性は低いものと考ええる。

厳しい財政状況の中、老朽建物の撤去費用を確保することは困難であるが、売却を担当する総務管理課と連携のうえ、費用対効果を踏まえながら、引き続き早期売却のための条件整備に努めてまいりたい。

監査の結果に関する報告提出年月日	平成25年 3 月19日
------------------	--------------

監 査 対 象 機 関	総務部 行財政改革局 税務課
-------------	----------------

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
-----------	-----------

元農業試験場本館建物について

使用実態を観察する限りでは、未利用物件とするのが相当である。書類備品等の保管という目的であるならば、この地でこれを必ずしも行わなければならない理由は見当たらず、県の保有するその他の施設にも空きスペースが生じていることを考えれば、書類備品等の保管施設を他に移転しても差支えはない。遊休県有地売却処分の基本方針に照らせば、元農業試験場本館建物の敷地部分については、将来においても公用・公共用地として利用する見込みがない土地として、売却処分を進めることが妥当である。

元農業試験場本館建物は、書類備品等の保管場所として使用しているが、当該敷地が『愛媛県文化交流施設整備基本構想』の候補地に含まれていることから、当該地単独での処分・利活用は困難であり、構想の方向性が明らかになるまでの間は、当該建物についても現状のとおり暫定的な管理を行ってまいりたい。

監査の結果に関する報告提出年月日	平成25年 3 月19日
------------------	--------------

監 査 対 象 機 関	企画振興部 管理局 総合政策課
-------------	-----------------

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
-----------	-----------

愛媛県文化交流施設整備基本構想の取扱いについて

基本構想は、平成15年 8 月の土地取得以降何らの進展も見られない。暫定的な土地の利用と言うには、9 年という歳月は余りに時間が経ち過ぎている。また、この不安定な状況がいつ終わるのか、現時点でも明らかになっていない。よって、遊休県有地売却処分の基本方針に照らすなら、公用・公共用地としての利用が見込めない物件として、売却処分を検討するのが妥当である。また、「愛媛県的主要構想・計画・指針等一覧」から、基本構想を削除することも必要である。

基本構想自体が果たして生きているのかどうか。県は、基本構想に対して今一度旗幟を鮮明にする必要があるのではないかと。基本構想が生きているのなら、いつまでどのようにして事業を推進していくかといった実行可能性のある具体案を示し、行動に移していくことが必要である。その結果、公用・公共用地としての利用が見込める土地としての主張も可能になる。

また、基本構想自体を取りやめ、全く新規に土地の利用方法を策定するののも一つである。基本構想を実施するとすれば、多額の予算が必要になるし、その実現にはかなりの困難を伴う。むしろ、ここ 3 年内くらいにどうしたいかということを一から考え、その目的に沿った形で土地の利用を進めていくことが、新たな失われた 9 年を生み出さないために今求められているのではなかろうか。

よって、県が果たすべきことは、基本構想が生きているのかどうかについて明らかにすることであり、生きている場合は実行可能性のある具体案を示し行動に移すことであり、基本構想が生きていない場合は新たな利用計画を策定するか処分を検討することである。ただ、いずれを取るにしても、県は、新たな意思決定を広く県民に明らかにする必要がある。県民文化会館周辺地について、県が公明正大に今後の利用方法あるいは処分方法を

引き続き、社会情勢及び財政状況等を勘案しながら、県都の一等地にふさわしい利活用を検討する。

<p>明らかにすることが、今後の政策の執行の正当性を高めることになるであろうし、何より、県民の便益が長期に渡り損なわれてきたことへの果たすべき責務であろうと思うからである。</p> <p>南町1丁目土地について 駐車場管理者と連携し、不法投棄だけでなく、不測の事態が起きないように継続的に注意していくことが必要である。</p>	<p>駐車場管理者と協議し、平成25年10月に、不法投棄等を防止する管理柵を設置している。</p>
<p>監査の結果に関する報告提出年月日</p>	<p>平成25年3月19日</p>
<p>監査対象機関</p>	<p>保健福祉部 生きがい推進局 障害福祉課</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>遊休地・公共施設等の有効活用について（元松前清流園） 地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。このため、これらの物件に関しては、当面自治体自身での活用を検討していくことが必要と思われるが、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用出来ているとは到底考えられない。</p>	<p>元松前清流園は、旧重信清愛園の敷地内に整備された「しげの清流園」に移転したため廃止となった。 現在は建物も取り壊され更地になっており、「遊休県有地処分計画」として県HPの売却リストに掲載して情報公開するなどにより、売却を目指していたところ、平成25年度に購入希望があり、一般競争入札を行った結果、落札されたものの契約には至らなかった。 このため、再度、一般競争入札により、売却を目指すこととしている。</p>
<p>監査の結果に関する報告提出年月日</p>	<p>平成25年3月19日</p>
<p>監査対象機関</p>	<p>土木部 道路都市局 建築住宅課</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>全庁的な耐震対応の取り組みの必要性について 庁舎及び公共上必要な建築物については、「愛媛県耐震改修促進計画」のなかで平成27年度末までには耐震化の目標を80%とすることが定められている。その、対策を行うに当たっては、耐震対策手法のほか、庁舎のあり方や、必要な庁舎機能や規模等も合わせて広い見地で検討することが必要である。ただし、県の現状は、各種施設の耐震化の管理はあくまでも各所管レベルで行われている。 消防庁国民保護・防災部防災課『防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書』の数値と比較すると、県の公共建築物に対する耐震措置は遅れていると言わざるをえない。 愛媛県防災対策基本条例の第21条では「事業者は、あらかじめ、その所有し、占有し、又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めるものとする。」と規定して事業者に耐震性を求めている。しかしながら県自らがその取り組みが十分でないのはどうしたことであろうか。 東日本大震災以降防災の必要性が叫ばれ、「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定」の発表や、耐震改修を義務化する方向性にある中、全庁的な取り組みとして耐震化の優先順位をこれまで以上に高め、他の経費の削減や遊休資産の売却、借入などの資金調達の方法についても多様な選択肢の中から議論し、実施時期などに関しては全庁的な進行管理を行い、耐震改修の促進を進めていくことが必要である。</p>	<p>平成19年3月に策定した「愛媛県耐震改修促進計画」については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（いわゆる「耐震改修促進法」）及び国の指針に基づき、公共・民間問わず住宅や建築物の耐震化目標を定めている。 その計画の中で県有施設を含む公共の建築物についても、平成27年度末時点での学校、病院、庁舎などの耐震化率を80%に引き上げることを目標としている。 今般、県有財産についての設備投資（長寿命化や耐震化等を考慮した計画的な修繕等）や施設運営に係る維持管理費の最小化等の効率的な運用について、迅速かつ機動的に対応できるよう、総合的かつ一元的な体制を整備することを目的として、県有財産管理推進本部、県有財産プロジェクトチームが設置されており、耐震改修促進法を所管する立場として参加している。 また、施設管理者に対し、耐震改修促進法を所管する立場として、不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震診断義務化など、耐震改修促進法の改正内容と当該の対応方針を説明して所管施設の耐震化を促すなどの説明会を平成26年1月に行うなど、耐震化が促進されるよう対応を進めている。</p>
<p>監査の結果に関する報告提出年月日</p>	<p>平成25年3月19日</p>
<p>監査対象機関</p>	<p>警察本部</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>警察署における耐震対応の必要性について 南予地域は、南海トラフ巨大地震が生じた際には、甚大な被害が生じることが予想される。このため宇和島警察署をはじめとする南予地域の警察署の耐震化は非常に重要と考えられることから、「本庁舎及び地方庁舎における耐震対応の必要性について」で記載したことと同様に愛媛県危機管理計画や</p>	<p>警察署庁舎は、災害対応の重要拠点となるもので、早期に耐震化を図ることが必要であると認識している。このため、耐震診断結果等を踏まえ、耐震化が必要な警察署庁舎を早期の建替え又は耐震改修実施に区分しているところであるが、県は厳しい財政状況にあることから、平成24年11月に設置され</p>

愛媛県防災対策基本条例に定められていることを実行するためにも耐震対応を早急に検討することが必要である。

老朽危険空き家の撤去等について

本県は南海トラフ巨大地震の影響も想定されている状況であるため、当然耐震対策等がなされていない物件が今後も放置されることは大いに問題であると言わざるを得ない。財政が逼迫していることは十分に理解できるが、危機の発生防止対策のためにも県民の安心・安全の観点から早急に対策を検討する必要がある。

元防空監視哨所管換等について

戦前から県警で所管している物件であり、現況は小栗公園の一部となっている。小栗公園の大半部分は松山市が所有している関係で、土地は松山市へ無償貸付を行っている。松山市とは、他にも互いに無償貸付を行っている物件があり、無償貸付物件同士の交換を提案したが、合意に至らず、無償貸付の状態が続いている。

現況を考慮すれば、もはや県警本部で管理する意味合いはないため、「普通財産は原則として、総務部長が管轄する」と定められている公有財産及び債権に関する取扱規則に抵触していると言わざるを得ない。このため特段の理由がない以上総務管理課への所管換を行うべきである。

た「県有財産管理推進本部」での検討結果等を踏まえて、各庁舎の老朽度合いや耐震強度に応じて、計画的に耐震化を進めていきたいと考えている。

老朽化した遊休建物については、防災上の観点からも、速やかに取壊すことが適当であることは認識しているが、本県の財政状況を考えた場合、当面の間、取壊しに係る予算を確保することは困難である。今後も知事部局との連携を図りつつ、できる限り早期に売払い等処分ができるよう努力してまいりたい。

平成25年10月1日付けで、総務部に引継（所管換え）済。